



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)1月4日

第1883号

水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 規則

60 彦根市公用車管理規則の一部を改正する規則(公有財産管理課)..... 2

○ 訓令

19 彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の一部を改正する訓令(危機管理課)..... 4

○ 告示

282 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 4

283 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)(上下水道総務課)..... 5

284 指定緊急避難場所および指定避難所の指定(危機管理課)..... 5

285 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 6

286 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 6

287 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 7

288 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 8

○ 公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 9

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 9

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 10

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 10

○ 教育委員会告示

17 彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)..... 10

○ 消防本部告示

4 消防法第17条の4第1項の規定に基づく必要な措置を命じたもの(本署)..... 10

規則

彦根市公用車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月8日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第60号

彦根市公用車管理規則の一部を改正する規則

彦根市公用車管理規則(平成3年彦根市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の2および別記様式第5号の3を次のように改める。

様式第5号の2(第9条関係)

公用自動車(集中管理車両)運転命令簿兼使用申請書

本書のとおり運転を命令しましたので、集中管理車両の使用を申請します。

年 月 日

(集中管理車両管理者) 公有財産管理課長 様

(申請者・運転命令者)

運 転 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先 (電話番号)	
	体 調	
同 乗 者	氏 名	
使用開始日時		
使用終了日時		
行 き 先		
業 務 内 容		
車 両 番 号	滋 賀	
酒 気 帯 び 確 認 者	氏 名	
使 用 承 認		

様式第5号の3(第9条関係)

公用自動車(集中管理車両)運転報告簿

車両番号		滋賀		
運 転 記 録	運 転 日			
	所 属 名			
	運 転 者 氏 名			
	同 乗 者 氏 名			
	行 き 先			
	使 用 開 始 日 時			
	走 行 前 距 離	km		
	返 車 時 距 離	km		
	走 行 距 離	km		
	使 用 終 了 日 時			
車 両 日 常 点 検 (目 視 等 に よ る 点 検)	外 周 点 検	車両の傷等の有無	(乗車前)	
			(乗車後)	
		タイヤの空気圧は適正か		
		タイヤに亀裂および損傷が無いか		
		タイヤに異常な磨耗・釘・石などが無いか		
	運 転 席 点 検		ブレーキペダルの踏みしろは適正か	
			ブレーキの利きは適正か	
			駐車ブレーキの引きしろ(踏みしろ)は適正か	
			行き先までの燃料は十分か (乗車前)	
			燃料の残量 (乗車後)	
	ラ ン プ 類 点 検		前照灯(ヘッドランプ°)	点灯・点滅具合は良好か 汚れや損傷は無いか
			非常点滅灯(ハザードランプ°)	
			方向指示器(ウインカー)	
			車幅灯(スモールランプ°)	
			制動灯(ブレーキ&テールランプ°)	
運 転 者 自 身 の 点 検		前照灯の早目の点灯をしたか		
		呼称確認をしたか		
		安全速度で走行をしたか		
		後方確認および左右確認をしたか		
		正しい姿勢で運転をしたか		
		ゆとりと思いやりを持って運転をしたか		
		運行において異常が認められた箇所		
		公有財産管理課 確認欄		

付 則

この規則は、令和5年1月12日から施行する。

訓令

彦根市訓令第19号

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月9日

彦根市長 和田裕行

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の一部を改正する訓令

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程(平成26年彦根市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表統制リモコンの部ぼうさいひこね105の項中「農林水産課」を「危機管理課」に改め、同部ぼうさいひこね106の項中「道路河川課」を「危機管理課」に改め、同部ぼうさいひこね107の項中「市民課」を「危機管理課」に改め、同表半固定型の部ぼうさいひこね327の項中「市民会館」を「危機管理課」に改め、同部ぼうさいひこね340の項中「危機管理課」を「彦根市スポーツ・文化交流センター」に改め、同部ぼうさいひこね361の項中「かんぽの宿彦根」を「亀の井ホテル彦根」に改め、同表携帯型の部ぼうさいひこね402の項中「シティプロモーション推進課秘書係」を「秘書課」に改め、同部ぼうさいひこね403の項およびぼうさいひこね404の項中「市民課」を「ライフサービス課」に改め、同部ぼうさいひこね435の項中「医療福祉推進課」を「高齢福祉推進課」に改め、同部ぼうさいひこね438の項中「シティプロモーション推進課広報係」を「広報戦略課」に改め、同表車載型の部ぼうさいひこね501～515の項およびぼうさいひこね516～521の項を削る。

付則

この訓令は、令和4年12月10日から施行する。

告示

彦根市告示第282号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月2日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

城町二丁目ポケットパーク

3 移動日時

令和4年11月29日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第283号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和4年12月1日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和4年12月5日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	業者名	代表者名	所在地
第651号	株式会社マルシン	寺本 信吾	彦根市小泉町106番地11

彦根市告示第284号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項および第49条の7第1項の規定により、次のとおり指定緊急避難場所および指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項および同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により告示する。

令和4年12月10日

彦根市長 和田裕行

1 指定する指定緊急避難場所および指定避難所

- (1) 名称 彦根市スポーツ・文化交流センター
- (2) 所在地 彦根市小泉町640番地

2 収容想定人数

- (1) 指定緊急避難場所
 - ア 地震 3,410人
 - イ 水害 1,720人
 - ウ 土砂災害 3,410人
- (2) 指定避難所
1,720人

3 使用可能場所

- (1) 指定緊急避難場所
 - ア 地震 メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、多目的会議室、会議室1、会議室2、会議室3、教養文化室および駐車場
 - イ 水害 メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、多目的会議室、会議室1、会議室2、会議室3および教養文化室

ウ 土砂災害 メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、多目的会議室、会議室 1、会議室 2、会議室 3、教養文化室および駐車場

(2) 指定避難所

メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、多目的会議室、会議室 1、会議室 2、会議室 3 および教養文化室

4 指定日

令和 4 年 12 月 10 日

5 担当課

市長直轄組織危機管理課

彦根市告示第 285 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 12 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

南彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 4 年 11 月 28 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 286 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月12日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和4年11月30日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第287号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月12日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和4年11月1日午後1時頃

令和 4 年 11 月 2 日午後 1 時頃

令和 4 年 11 月 4 日午後 1 時頃

令和 4 年 11 月 10 日午後 1 時頃

令和 4 年 11 月 21 日午後 1 時頃

令和 4 年 11 月 30 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 288 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 12 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 4 年 11 月 8 日午後 2 時頃

令和 4 年 11 月 21 日午後 2 時頃

令和 4 年 11 月 28 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月2日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市駅東町11番5 株式会社イズミ 代表取締役 泉 藤博	彦根市大堀町字五反地439番1、440番1、441番1、441番10および442番13 彦根市大堀町字石塚448番4、450番、450番1、451番、451番1、452番3および452番4	4,368.47 m ²	令和4.12.2	912

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月6日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市小泉町106番地12 株式会社タニケン 代表取締役 谷口 秀治	彦根市南川瀬町字尻廣1480番1、1481番1、1482番2、1483番および1484番3 彦根市南川瀬町字上禿田1559番1、1560番1、1561	14,566.27 m ²	令和4.12.6	907

番 1、1562 番 1、1563 番 1、
1566 番 1、1567 番 1、1568
番 1 および 1569 番 1

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 12 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市出路町字川久保 15 番 2	361.13 m ²	令和 4.12.9	937

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 12 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市出路町字川久保 15 番 1	499.88 m ²	令和 4.12.9	938

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 17 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 4 年 12 月 13 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 日時 令和 4 年 12 月 22 日(木)午後 1 時 30 分から
- 場所 彦根市役所本庁舎第 5-1、5-2 会議室
- 議題 なし(報告事項等のみ)

消防本部告示

彦根市消防本部告示第 4 号

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を命じたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 12 日

彦根市消防署長 茶 木 嘉 樹

記

1 防火対象物の所在地

(略)

2 防火対象物の名称

(略)

3 命令を受けた者の氏名

(略)

4 命令事項

(略)
